

令和 3 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

<調査研究報告書タイトル>

諸外国における母子保健制度の仕組みと他制度との連携やリスクアセスメント方法に関する実態調査

<実施主体名>

PwC コンサルティング合同会社

【目的】

日本の母子保健制度は、母子保健法施行後に母子健康手帳や乳幼児健診など、日本独自の施策により、各種施策の推進、周産期医療や小児医療等の体制整備等の取組を進めており、妊産婦死亡率や乳幼児死亡率は世界有数の低率国となっている。一方で、近年では児童虐待や子どもの貧困問題など母子保健に求められる課題は複雑化し、子どもの身体的発育の支援だけでなく、家族全体の心理社会的な課題への対応が求められている。そこで本事業では、公表資料をもとに、諸外国での妊娠中から子育て家庭に対する母子保健施策の実態や心理社会的な課題に対する施策の方法、社会福祉や学校制度など他制度との連携方法などの実態を調査することを目的として実施した。

【概要】

諸外国での妊娠中から子育て家庭に対する母子保健施策の実態や心理社会的な課題に対する施策の方法、社会福祉や学校制度など他制度との連携方法などの実態について、国内・海外文献等の公表資料に基づいて調査を行った。調査対象国の選定にあたっては、我が国における課題整理や今後の施策検討に資するよう、母子保健施策について先進的な取組を行っている国、もしくは我が国と同じアジア諸国として、以下の 10 か国を選定した。

○調査客体：アメリカ、ニュージーランド、フィンランド、スウェーデン、フランス、ドイツ、オランダ、イギリス、韓国、台湾

○調査内容：基本情報、妊産婦健診・乳幼児健診、妊娠期から子育て期の継続した支援、関連機関等との連携、母子保健情報の把握・共有、その他トピックス等

【結果】

諸外国での妊娠中から子育て家庭に対する母子保健施策の実態や心理社会的な課題に対する施策の方法、社会福祉や学校制度など他制度との連携方法などの実態について、諸外国における特徴を把握することができた。これにより、今後、我が国の実情に応じた妊娠中から子育て家庭に対する切れ目のない支援を検討・推進するための必要な法的整備や支援体制等を整理するにあたって、参考となる取組を整理することができた。

なお、本調査では、公表されている文献・資料を基に情報を収集・整理した。連邦制を採っている国においては州ごとに対応が異なるため、州ごとの実態を把握するためには別途調査が必要である。また、制度・ガイドライン上の情報を整理したものであるため、実際にどの程度実施されているのか、どのような成果となっているのか、現場でどのような課題が生じているのか等については、別途現地ヒアリング等を通じた深掘りの調査が必要である。